

厚生年金保険、政府管掌健康保険の未適用事業所に対する
適用促進事業委託業務（市場化テストモデル事業）に係る
評価について（平成18年度）

平成19年9月

社会保険庁運営部医療保険課

I 事業概要

1 目的

- ◆ 厚生年金保険、政府管掌健康保険の未適用事業所に対する適用促進業務を包括的に民間委託し、民間事業者の創意工夫やノウハウの活用により、未適用事業所の把握及び適用促進を図るとともに、当該業務の質及びコストに関する官民間の透明・中立・公正な比較を実施する。

なお、当該業務に係る市場化テストモデル事業は、平成17年度から実施しており、今年度は2年目となる。

2 対象業務

次の業務を包括的に委託し、効率的、効果的に実施する手段、手法については現行法の範囲内において受託者に委ねるものとする。

- ◆ 未適用事業所の把握業務
厚生年金保険等への加入勧奨を行うべき未適用事業所の把握
- ◆ 加入勧奨業務
事業所の現況（事業活動の有無、従業員数）を確認し、事業主に対して加入を促し、加入の意思を示す事業主から資格取得届を受領する。

3 実施期間

- ◆ 平成18年6月から平成19年3月まで

4 対象地区・受託事業者

◆ 当該事業については、全国312ヶ所の社会保険事務所のうち、政令指定都市を中心にその周辺地域も含めて、13地区104ヶ所の社会保険事務所を対象として実施した。

(注) 平成17年度の2地区5ヶ所の社会保険事務所から対象を拡大した。

対象地区	対象社会保険事務所	受託事業者	所在地
北海道地区(4事務所)	札幌東、札幌西、札幌北、新さっぽろ	キャリアバンク(株)	北海道札幌市中央区北5条西5-7
宮城地区(4事務所)	仙台東、仙台南、仙台北、古川	宮城県社会保険労務士会	宮城県仙台市青葉区本町1-9-5
埼玉地区(5事務所)	浦和、大宮、川越、所沢、春日部	(株)アイ・シー・アール	愛知県名古屋市千種区仲田2-15-8
千葉地区(4事務所)	千葉、幕張、船橋、松戸	千葉県社会保険労務士会	千葉県千葉市中央区富士見2-7-5
東京地区(26事務所)	麹町、神田、日本橋、京橋、港、新宿、杉並、中野、上野、文京、墨田、江東、江戸川、品川、蒲田、大森、渋谷、目黒、世田谷、池袋、北、板橋、練馬、足立、葛飾、荒川	東京都社会保険労務士会	東京都新宿区新小川町8-9
神奈川地区(7事務所)	鶴見、港北、横浜中、横浜西、横浜南、川崎、高津	(株)アイ・シー・アール	愛知県名古屋市千種区仲田2-15-8
静岡地区(4事務所)	静岡、清水、島田、富士	静岡県社会保険労務士会	静岡県静岡市葵区東鷹匠9-2
愛知地区(8事務所)	大曾根、中村、鶴舞、熱田、笠寺、昭和、名古屋西、名古屋北	(株)アイ・シー・アール	愛知県名古屋市千種区仲田2-15-8
京都地区(5事務所)	上京、中京、下京、京都南、京都西	京都府社会保険労務士会	京都府京都市上京区今出川通新町西入る弁財天332
大阪地区(14事務所)	天満、福島、大手前、堀江、市岡、天王寺、難波、玉出、淀川、今里、城東、堺東、堺西、平野	大阪府社会保険労務士会	大阪府大阪市北区天満2-1-30
兵庫地区(8事務所)	三宮、須磨、東灘、兵庫、尼崎、明石、西宮、加古川	兵庫県社会保険労務士会	兵庫県神戸市中央区下山手通7-10-4
広島地区(6事務所)	広島東、広島西、広島南、福山、呉、三原	広島県社会保険労務士会	広島県広島市中区鞆町3-54
福岡地区(9事務所)	東福岡、博多、中福岡、西福岡、南福岡、久留米、小倉南、小倉北、八幡	(株)アイ・シー・アール	愛知県名古屋市千種区仲田2-15-8

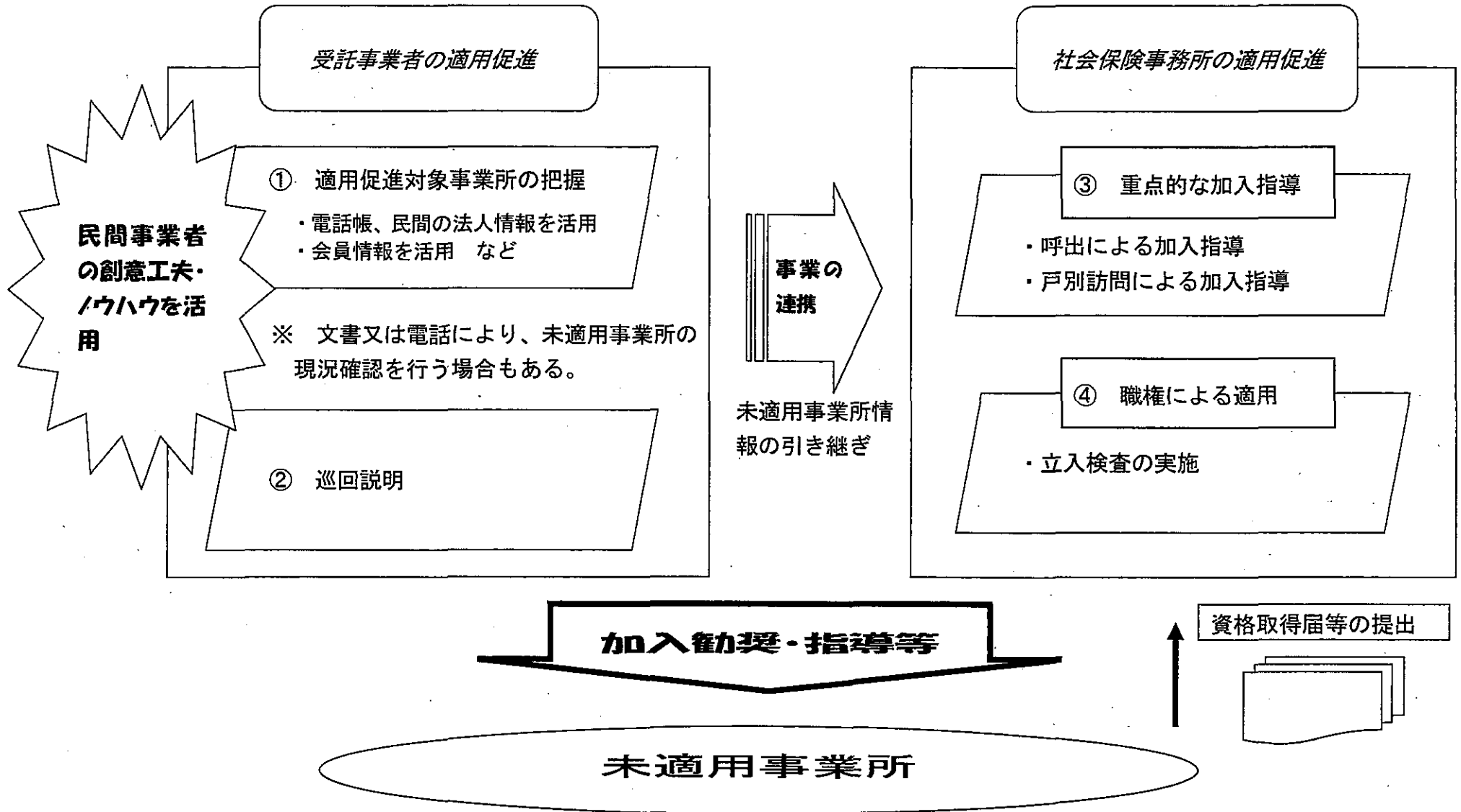
5 事業の収支状況

(単位：円)

対象地区	受託事業者	収入		支出	収支
		契約金額	合計		
		成功報酬			
北海道地区	キャリアバンク(株)	1,050,000	2,645,399	10,010,671	△7,365,272
		1,595,399			
宮城地区	宮城社会保険労務士会	1,326,780	2,019,666	3,308,582	△1,288,916
		692,886			
埼玉地区	(株)アイ・シー・アール	4,250,400	4,287,204	4,061,095	226,109
		36,804			
千葉地区	千葉県社会保険労務士会	1,890,000	2,416,465	3,280,424	△863,959
		526,465			
東京地区	東京都社会保険労務士会	26,145,000	32,739,421	18,575,562	14,163,859
		6,594,421			
神奈川地区	(株)アイ・シー・アール	5,409,600	5,539,216	4,346,750	1,192,466
		129,616			
静岡地区	静岡県社会保険労務士会	3,622,500	4,430,599	5,874,350	△1,443,751
		808,099			
愛知地区	(株)アイ・シー・アール	5,726,175	5,855,791	5,530,655	325,136
		129,616			
京都地区	京都府社会保険労務士会	4,804,271	5,650,770	5,090,525	560,245
		846,499			
大阪地区	大阪府社会保険労務士会	12,789,000	14,123,565	12,794,194	1,329,371
		1,334,565			
兵庫地区	兵庫県社会保険労務士会	7,245,000	7,673,852	8,051,395	△377,543
		428,852			
広島地区	広島県社会保険労務士会	5,323,841	5,368,646	5,368,646	0
		44,805			
福岡地区	(株)アイ・シー・アール	7,875,000	8,223,843	8,191,467	32,376
		348,843			
合計		87,457,567	100,974,437	94,484,316	6,490,121
		13,516,870			

Ⅱ 適用促進業務の流れ

《代表的な業務の流れ》



Ⅲ 事業実績

1 事業目標の達成状況等

(平成19年3月末現在)

対象地区(事務所数)	受託事業者	①要求水準 (未適用事業所数)	確認した未適用事業所		加入に結びついた事業所及び被保険者			
			②事業所数	達成率(②/①)	③事業所数	③/②	④被保険者数	1事業所当たり (④/③)
北海道地区(4社保)	キャリアバンク(株)	1,184所	1,855所	156.7%	341所	18.4%	1,281人	3.8人
宮城地区(4社保)	宮城県社会保険労務士会	702所	747所	106.4%	98所	13.1%	601人	6.1人
埼玉地区(5社保)	(株)アイ・シー・アール	506所	576所	113.8%	47所	8.2%	144人	3.1人
千葉地区(4社保)	千葉県社会保険労務士会	470所	687所	146.2%	82所	11.9%	441人	5.4人
東京地区(26社保)	東京都社会保険労務士会	2,392所	2,735所	114.3%	799所	29.2%	4,695人	5.9人
神奈川地区(7社保)	(株)アイ・シー・アール	644所	817所	126.9%	65所	8.0%	235人	3.6人
静岡地区(4社保)	静岡県社会保険労務士会	475所	605所	127.4%	130所	21.5%	619人	4.8人
愛知地区(8社保)	(株)アイ・シー・アール	839所	887所	105.7%	102所	11.5%	282人	2.8人
京都地区(5社保)	京都府社会保険労務士会	527所	527所	100.0%	170所	32.3%	655人	3.9人
大阪地区(14社保)	大阪府社会保険労務士会	1,288所	1,587所	123.2%	237所	14.9%	1,143人	4.8人
兵庫地区(8社保)	兵庫県社会保険労務士会	834所	936所	112.2%	135所	14.4%	468人	3.5人
広島地区(6社保)	広島県社会保険労務士会	552所	438所	79.3%	41所	9.4%	160人	3.9人
福岡地区(9社保)	(株)アイ・シー・アール	1,242所	1,314所	105.8%	177所	13.5%	516人	2.9人
合 計		11,655所	13,711所	117.6%	2,424所	17.7%	11,240人	4.6人

(1) 事業目標の達成状況について

広島地区を除く12地区の受託事業者は、事業目標（要求水準）を達成した。ただし、要求水準に達した受託事業者のうち、北海道地区、宮城地区、千葉地区、静岡地区、兵庫地区の受託事業者の収支については、支出が上回る結果であった。支出額のうち調査・成功報酬の費用が、収入額の70%から100%を占めていることが主な要因であり、入札金額の見積もりが低かったものと考えられる。

※ 要求水準について・・・対象地区の対象社会保険事務所において、平成15年度と平成16年度に未適用事業所として把握した事業所数の実績平均を、各対象地区の受託事業者に対する要求水準とした。

(2) 事業目標（要求水準）を達成できなかった地区の要因について

事業目標を達成できなかった広島地区については、受託事業者の収入と支出が同額となっているが、当初の見込んだ予算を消化し、事業目標が未達成のまま中断したものであるが、受託事業者の経費の見込みが低かったものと考えられる。

また、受託事業者の目標達成においては、社会保険事務局の受託事業者に対する進捗状況の把握も重要であり、進捗管理が十分でなかったものとする。

(3) 加入勧奨による適用状況について

① 確認した未適用事業所については、受託事業者が巡回説明による加入勧奨を実施するが、そのうち、加入に結びついた事業所数の割合が高かった地区は、京都地区の32.3%、東京地区の29.2%、静岡地区21.5%の順となっている。

いずれも各都府県の社会保険労務士会が受託事業者として実施したところであり、社会保険労務士会の会員情報等を有効に活用したことや、社会保険労務士の専門性を生かした活動によるものと考えられる。

② 適用した事業所における1事業所当たりの平均被保険者数は、宮城地区が6.1人、東京地区が5.9人、千葉地区が5.4人、大阪地区が4.8人、静岡地区が4.8人と13地区の平均4.6人に対して高い数値となっている。

これらの地区については、受託事業者が従業員規模の大きい事業所を対象として加入勧奨を実施したことなどが要因として考えられる。

2 受託事業者と対象社会保険事務所との事業実績の比較

対象地区	適用促進対象事業所数		巡回説明実施事業所数		確認した未適用事業所数の比較						加入に結びついた事業所		
	受託者 (A)	事務所 (B)	受託者 (C)	事務所 (D)	受託者			事務所			受託者 (G)	事務所 (H)	(G/H)
					(E)	(E/A)	(E/C)	(F)	(F/B)	(F/D)			
北海道	13,007	4,022	2,935	3,909	1,855	14.3%	63.2%	1,635	40.7%	41.8%	341	198	172.2%
宮城	1,736	1,775	1,736	1,580	747	43.0%	43.0%	833	46.9%	52.7%	98	136	72.1%
埼玉	1,383	17,812	1,383	2,638	576	41.6%	41.6%	1,352	7.6%	51.3%	47	124	37.9%
千葉	2,027	2,425	1,079	1,197	687	33.9%	63.7%	636	26.2%	53.1%	82	49	167.3%
東京	6,383	12,953	4,000	2,878	2,735	42.8%	68.4%	1,345	10.4%	46.7%	799	382	209.2%
神奈川	2,152	5,353	1,246	934	817	38.0%	65.6%	333	6.2%	35.7%	65	140	46.4%
静岡	1,564	990	1,237	891	605	38.7%	48.9%	358	36.2%	40.2%	130	35	371.4%
愛知	2,489	2,521	1,877	2,484	887	35.6%	47.3%	1,605	63.7%	64.6%	102	78	130.8%
京都	1,865	2,964	578	1,764	527	28.3%	91.2%	621	21.0%	35.2%	170	168	101.2%
大阪	2,038	3,971	1,621	2,225	1,587	77.9%	97.9%	921	23.2%	41.4%	237	34	697.1%
兵庫	3,083	3,303	1,996	2,063	936	30.4%	46.9%	576	17.4%	27.9%	135	26	519.2%
広島	2,476	2,678	2,476	734	438	17.7%	17.7%	428	16.0%	58.3%	41	320	12.8%
福岡	4,404	4,105	3,276	2,931	1,314	29.8%	40.1%	1,374	33.5%	46.9%	177	640	27.7%

※ 社会保険事務所の数値については、市場化テスト対象地区の17年度実績である。

(1) 確認した未適用事業所数の実績について

受託事業者の巡回説明を実施した事業所に対する確認した未適用事業所数の割合については、受託事業者が社会保険事務所の実績を上回っているところが8地区、下回っているところが5地区であり、必ずしも受託事業者の割合が高いものとはなっていない。

また、京都地区及び大阪地区の受託事業者は、巡回説明を実施した事業所に対する確認した未適用事業所数の割合が90%を超えているが、これは予め社会保険労務士会の会員情報等、未適用事業所としての確実性が高い情報を得ていることによるものと判断される。

なお、広島地区においては、事業目標が達成できなかったが、巡回説明を実施した事業所数に対する確認した未適用事業所数も17.7%と低調であり、受託事業者の実施方針の見直し及び進捗管理の徹底に問題があったものと考えられる。

(2) 加入に結びついた事業所数について

未適用事業所の加入に結びついた事業所数について、受託事業者が社会保険事務所の実績を上回っているところが8地区であった。特に、社会保険事務所の実績を大きく上回っているのは、大阪地区(697.1%)、兵庫地区(519.2%)、静岡地区(371.4%)、東京地区(209.2%)であった。加入に結びついた事業所の内訳では、社会保険労務士会の会員情報によるものが90%以上と非常に高いものとなっており、各会員が提供した事業所情報をもとに積極的に加入勧奨を実施した結果によるものと考えられる。

一方、社会保険事務所の実績の半数にも満たないのが、埼玉地区(37.9%)、神奈川地区(46.4%)、広島地区(12.8%)、福岡地区(27.7%)の4地区であった。

3 受託事業者と対象社会保険事務所との事業コストの比較

(単位：千円)

対象地区	費用総額の比較			1事業所当たりの費用の比較								
				巡回説明の費用			未適用事業所と確認した費用			加入に結びついた費用		
	受託者 (A)	事務所 (B)	(A/B)	受託者 (A)	事務所 (B)	(A/B)	受託者 (A)	事務所 (B)	(A/B)	受託者 (A)	事務所 (B)	(A/B)
北海道地区	10,011	24,639	40.6%	3.4	6.3	54.0%	5.4	15.1	35.8%	29.4	124.4	23.6%
宮城地区	3,309	9,813	33.7%	1.9	6.2	30.6%	4.4	11.8	37.3%	33.8	72.2	46.8%
埼玉地区	4,061	38,798	10.5%	2.9	14.7	19.7%	7.1	28.7	24.7%	86.4	312.9	27.6%
千葉地区	3,280	6,516	50.3%	3.0	5.4	55.6%	4.8	10.2	47.1%	40.0	133.0	30.1%
東京地区	18,576	28,717	64.7%	4.6	10.0	46.0%	6.8	21.4	31.8%	23.2	75.2	30.9%
神奈川地区	4,347	7,733	56.2%	3.5	8.3	42.2%	5.3	23.2	22.8%	66.9	55.2	121.2%
静岡地区	5,874	5,682	103.4%	4.7	6.4	73.4%	9.7	15.9	61.0%	45.2	162.3	27.8%
愛知地区	5,531	22,621	24.5%	2.9	9.1	31.9%	6.2	14.1	44.0%	54.2	290.0	18.7%
京都地区	5,091	8,525	59.7%	8.8	4.8	183.3%	9.7	13.7	70.8%	29.9	50.7	59.0%
大阪地区	12,794	16,912	75.7%	7.9	7.6	103.9%	8.1	18.4	44.0%	54.0	497.4	10.9%
兵庫地区	8,051	15,258	52.8%	4.0	7.4	54.1%	8.6	26.5	32.5%	59.6	586.8	10.2%
広島地区	5,369	23,694	22.7%	2.2	32.3	6.8%	12.3	55.4	22.2%	131.0	74.0	177.0%
福岡地区	8,191	23,337	35.1%	2.5	8.0	31.3%	6.2	17.0	36.5%	46.3	36.5	126.8%

※1 社会保険事務所の費用については、市場化テスト対象地区の17年度実績である。

※2 1事業所当たりの費用の比較については、費用総額を巡回説明件数、未適用事業所と確認した件数、加入に結びついた件数で除して比較。

(1) 費用総額の比較

13地区のうち12地区の受託事業者の費用総額は、社会保険事務所の費用総額を下回っている。ただし、未適用事業所の加入に結びついた事業所数が社会保険事務所の実績より下回った受託事業者は、殆どが社会保険事務所の費用総額の5割以下（埼玉地区：10.5%、広島地区：22.7%、福岡地区：35.1%、宮城地区：33.7%、ただし神奈川地区：56.2%）であり、要求水準の達成に重点が置かれ、未適用事業所を加入に結びつける観点からは事業が十分に実施されなかったものとする。

一方、上回っているところは概ね費用総額の5割以上であり（静岡地区：103.4%、大阪地区：75.7%、東京地区：64.7%、京都地区：59.7%、兵庫地区：52.8%、千葉地区：50.3%、ただし北海道地区40.6%、愛知地区：24.5%）、未適用事業所を加入に結びつけるには、ある程度の費用を投入することが必要と考える。

なお、静岡地区の場合は、受託事業者の費用総額が社会保険事務所の上回っているが、巡回説明実施事業所数、確認した未適用事業所数、加入に結びついた事業所数のいずれの件数も受託事業者が社会保険事務所の件数を大幅に上回り、成果を上げている。

(2) 1事業所当たりの費用の比較

巡回説明費用の比較においては、京都地区及び大阪地区のみが社会保険事務所の1事業所当たりの費用を上回る結果となっている。また両地区は、社会保険事務所の未適用事業所の加入に結びついた事業所数の実績を上回っていることから、要求水準の達成及び適用することを重視する観点から経費をかけたものとする。

4 受託事業者間の事業比較

(1) 加入に結びついた1事業所当たりに対する費用の順位

	受託事業者	加入に結びついた事業所数	1事業所当たり費用
1位	(東京地区) 東京都社会保険労務士会	799事業所	23.2千円
2位	(北海道地区) キャリアバンク(株)	341事業所	29.4千円
3位	(京都地区) 京都府社会保険労務士会	170事業所	29.9千円
4位	(宮城地区) 宮城県社会保険労務士会	98事業所	33.8千円
5位	(千葉地区) 千葉県社会保険労務士会	82事業所	40.0千円

(2) 確認した未適用事業所のうち加入に結びついた事業所割合の順位

	受託事業者	確認した未適用事業所数	加入に結びついた事業所数	加入に結びついた割合
1位	(京都地区) 京都府社会保険労務士会	527事業所	170事業所	32.26%
2位	(東京地区) 東京都社会保険労務士会	2,735事業所	799事業所	29.21%
3位	(静岡地区) 静岡県社会保険労務士会	605事業所	130事業所	21.49%
4位	(北海道地区) キャリアバンク(株)	1,855事業所	341事業所	18.38%
5位	(大阪地区) 大阪府社会保険労務士会	1,587事業所	237事業所	14.93%

- 京都地区及び東京地区の確認した未適用事業所数のうち加入に結びついた事業所数は、約3割であり優れた事業実績を上げた。このような優れた実績は、社会保険労務士会の会員情報等を有効に活用し効果的に加入勧奨を実施したことによるものとする。

IV 事業結果のまとめ

1 事業目標の達成について

受託事業者における要求水準（事業目標）は、12地区で達成され、1地区（広島地区）で達成されなかった。

各社会保険事務局においては、受託事業者からの実施状況報告書により、事業の進捗管理を行い、的確な指示をしたことにより要求水準（事業目標）を達成した点については評価できる。

一方、達成できなかった地区については、各月の進捗状況についての社会保険事務局で管理が徹底されていなかったこと及び受託事業者において計画的に事業を実施できなかったことが原因としてあげられる。

2 未適用事業所の把握について

(1) 雇用保険の事業所情報、法務局等での新設法人情報、NTTタウンページ情報や社会保険労務士会の会員情報から未適用事業所の把握を行う受託事業者が多くみられた。

(2) 受託事業者は、要求水準を達成するために未適用事業所に該当するか否かの確認作業は、必要な分だけ適用促進対象事業所と選定する傾向であった。

一方、社会保険事務所においては、雇用保険の事業所情報との突合情報、法務局の新設法人情報、被保険者からの未適用事業所である旨の情報提供について、全て適用事業所に該当するか否かの確認を行っているため、適用促進対象事業所に対する未適用事業所の割合は、受託事業者の方が高い数値となる傾向にある。

3 加入勧奨について

受託事業者に包括的に委託した未適用事業所の把握及び加入勧奨について、要した費用を社会保険事務所の実績と比較した結果、一部を除き、受託事業者の費用対効果が優れていると判断された。

コスト面において、受託事業者と社会保険事務所との間で大きな差を生じた要因については、

(1) 社会保険事務所においては、交通の便が悪く非効率なところも含め取り組みを実施している。また、接触が困難な事業所についても、時間帯を変更して複数回訪問を行うなど、人件費等のコストがかかっている。

(2) 受託事業者においては、電話又は文書により未適用事業所と確認した上で、訪問による加入勧奨を実施し、電話又は文書により未適用事業所と確認ができなかった事業所については、訪問による加入勧奨の対象から除外するなどして、人件費等のコストを抑えて効率的に加入勧奨の実施を行っている。

4 事業の進捗管理について

受託事業者は、巡回説明の担当者から毎月の実施結果状況の報告を受けていたが、巡回担当者の各月の実施計画の確認を行っていなかった。このため、社会保険事務局では受託事業者から中間段階で事業の実施見通しの情報を得ることが難しく、年間の要求水準（事業目標）に対する進捗管理に苦慮した。

5 受託事業者からの主な意見について

- (1) 社会保険事務所の窓口装置の操作に時間を要し、未適用事業所の確認作業に苦慮した。
- (2) 受託事業者名で加入勧奨状を送付した場合、開封されず捨てられるケースが多く見受けられた。
- (3) 訪問を実施している者からの報告が巡回説明終了後となるため、毎月の進捗管理が的確に行えなかった。
- (4) 法務局の新設法人の登記情報では、電話番号もなく、所在地に行っても事業所がない等のケースが多くあった。
- (5) 訪問回数は、必ず3回実施するのではなく、相手方に加入意志がある場合などにより実施回数を設定できる方が良かった。

V 事業結果を踏まえた見直し

1 市場化テストのモデル事業について

- (1) 市場化テストのモデル事業の平成17年度及び平成18年度の実施状況、民間が企画提案した未適用事業所の適用促進対策の内容を分析した結果、新設法人情報や雇用保険の事業所情報等を活用し、文書・電話勧奨と訪問による加入勧奨により、効率的かつ効果的に事業を実施することができる結果が得られた。
- (2) このため、今後は定型化した適用促進業務について、一般競争入札による民間委託を全国展開することとし、その実施に当たっては、市場化テストのモデル事業の実績評価を参考に、民間委託のメリットを活用した取組みを実施する。
- (3) また、雇用保険の事業所情報や新設法人情報を活用し、より一層の適用促進を図ることを総務省の行政評価で勧告され、早急な対応を求められているため、平成19年度から適用促進業務の一部について、効率的かつ効果的な民間委託を実施する。

2 適用促進事業の実施面における具体的な改善について

(1) 民間事業者との連携

社会保険事務所においては、民間事業者が加入勧奨等を実施したにもかかわらず、加入の意思を示さない事業主について、重点的な加入指導や立入調査など国が行うべき業務に特化して取組むとともに、未適用事業所の管理を徹底し、民間事業者との協力連携体制の構築による事業強化を図る必要がある。

(2) 情報の早期提供

速やかな社会保険事務所の加入指導を実施し、適用促進を図るため民間事業者との緊密な連携を図り、未適用事業所情報の的確かつ迅速な引継ぎを行う必要がある。